

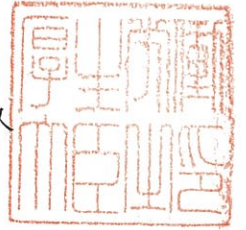
厚生労働省発能 0328 第 2 号

平成 29 年 3 月 28 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 職業訓練の認定に係る厚生労働省令で定める基準の特例及び特定被災地認定職業訓練に係る厚生労働省令で定める基準の特例の延長

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）附則第三条に規定する職業訓練の認定に係る厚生労働省令で定める基準の特例及び附則第三条の三に規定する特定被災地認定職業訓練に係る厚生労働省令で定める基準の特例を岩手県及び福島県において平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第三条及び附則第三条の三関係）

第二 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十九年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。